

令和6年6月1日～

高血圧・脂質異常症・糖尿病

が主病の患者様は

『療養計画書』

を発行します。

初回のみ計画書に同意の署名をいただきます。

令和6年（2024年）6月1日から『特定疾患療養管理料』の対象疾患から「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外され、『生活習慣病管理料（Ⅱ）』が新設されました。本改定に伴い、厚生労働省の指針通り、糖尿病・高血圧・脂質異常症のいずれかを主病とする患者様で『特定疾患療養管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料（Ⅱ）』に移行いたします。

『生活習慣病管理料（Ⅱ）』は、生活習慣に関する総合的な治療管理が重要であることから設定されたものであり、算定にあたって個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容を記載した『療養計画書』の作成・説明が必須となります。

4月に一度『療養計画書』を発行しお渡しします。

患者様の自己負担額はほとんど変わりません。

※ただしこれまで通り、検査料金は別途費用がかかります。